

大田町6丁目（東行）バス停他整備工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市須磨区太田町5丁目他
- ・工 種 土木専門・とび・土工
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和7年10月29日から令和8年3月31日

◆変更契約の概要 第1回変更

- ・変更契約日 令和8年3月24日
- ・契約金額（税込）

変更前	¥28,323,350 円
変更額	¥667,150 円
変更後	¥28,990,500 円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市北区有馬町124-4
(株) U-TECH
代表取締役 上田 恭司

◆備考

契約変更理由書

工 事 名	大田町6丁目(東行)バス停他整備工事 設計変更 第1回
<p>契約変更の工事概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 土工のうち掘削(廃路盤材)の土質条件の変更 岩塊・玉石→土砂2. バス上屋支柱ベースプレートの防護に用いる材料の変更 コンクリート→無収縮モルタル3. 戸政町(西行)の乱横断防止柵の復旧を再使用材料→新材4. 透水性インターロッキングブロック舗装工、平板ブロック舗装工の再利用復旧の一部を新材で復旧5. 標柱撤去後の返納→スクラップ分6. 舗装復旧範囲の変更 透水性インターロッキングブロック舗装・平板ブロック舗装工・コンクリート舗装工7. 街渠工の撤去、復旧数量の変更	
<p>契約変更理由</p> <ol style="list-style-type: none">1.当初設計の誤り修正。2.バス上屋メーカーの指示により、材料変更。3.既存防止柵の劣化が激しく、復旧不可と判断したため。4.端材及び損傷の激しい材料について、復旧不可と判断したため。5.市バス運輸サービス課との協議による。6.道路管理者との復旧範囲協議による。7.協議により撤去範囲の変更を行ったため。	